

第77回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時

場所

神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号
当社 本社大会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

油研工業株式会社

証券コード：6393

目次

第77回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	5
〔添付書類〕	
事業報告	21
連結計算書類	41
計算書類	44
監査報告書	47
株主総会会場ご案内図	裏表紙

お願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場は出来るだけお控えいただき、議決権のご行使は書面（郵送）またはインターネットで行っていただきますようお願い申し上げます。また、株主総会当日のお土産のご用意はございません。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号

油 研 工 業 株 式 會 社

取締役社長 永 久 秀 治

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年の株主総会は、新型コロナウイルスの感染防止策を実施した上で開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、書面（郵送）またはインターネットで事前に議決権行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、3頁から4頁のご案内をご参照の上、2021年6月24日（木曜日）午後5時10分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号
当社 本社大会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第77期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第77期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（URL <https://www.yuken.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（URL <https://www.yuken.co.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本株主総会におきましては以下の対応をとらせていただきますので、何卒ご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

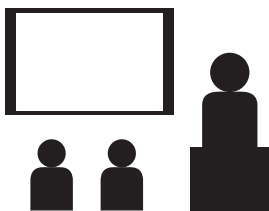
- 株主様におかれましては、書面（郵送）およびインターネットによる議決権の事前行使をご活用いただき、感染予防のため当日のご来場を極力お控えいただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご来場の株主様におかれましては、マスクの着用やアルコール消毒液の使用など感染予防にご協力をお願い申し上げます。
- 株主総会に出席する当社役員および運営メンバーならびに受付等運営スタッフもマスクを着用して対応させていただく予定です。
- 体調不良などが見受けられる株主様には、当社スタッフよりお声がけさせていただき、入場をお控えいただくことがございます。
- その他、株主総会会場において、感染拡大防止のため必要と思われる措置を講じる場合がございます。
- 出席株主様へのお土産のご用意はございません。

なお、今後の感染拡大の状況等により、上記の対応を変更することがございます。株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト <https://www.yuken.co.jp/>

議決権行使のご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、いずれかの方法で議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、議事資料として第77回定時株主総会招集ご通知（本書）
をご持参ください。

株主総会開催日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につ
きまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛成の意思表示が
あったものとしてお取り扱いいたします。

行 使 期 限 2021年6月24日（木曜日）午後5時10分



インターネットによる議決権行使

インターネットによる議決権行使の場合は、次頁をご確認いた
だき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力くださ
い。

行 使 期 限 2021年6月24日（木曜日）午後5時10分

インターネットによる議決権行使のご案内

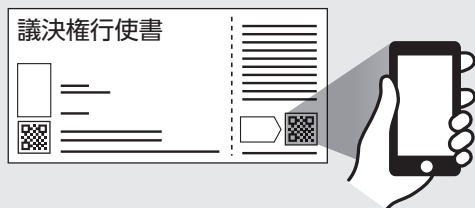


QRコードを読み取る
「スマート行使」による方法

議決権行使が簡単に！ 「スマート行使」対応

議決権行使コード (ID) 及びパスワード
のご入力不要です。

議決権行使書イメージ (表)



同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等で読み取り、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」で一度議決権を行使した後に行使内容を変更される場合は、右記の議決権行使コード (ID)・パスワード入力による方法にて変更ください。

お問い合わせ先 ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行(株)証券代行部** (下記) までお問い合わせください。

「スマート行使」 「議決権行使ウェブサイト」
の操作方法等に関する専用お問い合わせ先



0120-768-524

(平日9:00~21:00)

※ 「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

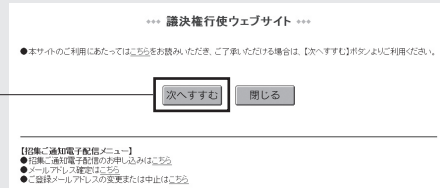


議決権行使コード (ID)・
パスワード入力による方法

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1.当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセス

[次へすすむ]
をクリック



2.ログインする

同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード (ID) 及びパスワードをご入力ください。

パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご利用時の注意事項について

- 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットで複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- 議決権行使コード (ID) 及びパスワード (株主様に変更されたものを含みます) は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- 議決権行使コード (ID) 及びパスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、適正な成果の配分を行うことを基本としております。また、連結業績との連動性と安定配当のバランスを勘案しつつ、配当性向は30%を基準としております。

このような方針のもと、第77期につきましては1株当たり80円といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその種類
当社普通株式1株につき 80円
総額 328,216,880円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

指名諮問委員会の勧告に基づき、取締役会で決定した取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当	在任年数	取締役会出席状況	専門性							
					企業経営	営業	製造・調達・生産技術	システム技術	研究開発・品質管理	財務・会計	国際経験	
1	なが ひさ ひで はる 永 久 秀 治 再任	代表取締役社長 指名諮問委員（議長） 報酬諮問委員（議長） リスク管理委員（委員長）	12年	100% (14回/14回)	○	○					○	○
2	はぎ の よし お 萩 野 嘉 夫 再任	取締役 管理本部長 リスク管理委員 (統括責任者)	4年	100% (14回/14回)	○	○					○	○
3	ひら やま ただ し 平 山 直 志 再任	取締役 国内事業本部長 リスク管理委員	4年	100% (14回/14回)	○	○		○				○
4	やす き ひで み 安 木 秀 己 再任	取締役 技術本部長 リスク管理委員	4年	100% (14回/14回)	○				○			
5	すず き きよ ひこ 鈴 木 清 彦 再任	取締役 生産本部長兼生産部長 リスク管理委員	2年	93% (13回/14回)			○	○				
6	みや さか あつし 宮 坂 篤 再任	取締役 グローバル事業本部長 兼事業推進部長 リスク管理委員	2年	100% (14回/14回)	○	○			○			○
7	すず き まさ あき 鈴 木 正 明 再任	社外取締役 指名諮問委員 報酬諮問委員 リスク管理委員	2年	100% (14回/14回)							○	
8	た おか よし お 田 岡 良 夫 新任	— 社外取締役・独立役員	—	(新任)	○	○	○	○	○			○

候補者
番号

1

なが ひさ ひで はる
永 久 秀 治

1955年2月4日生

再任

略歴

1978年4月	株式会社日本興業銀行入行	2011年4月	当社取締役管理本部長兼 経理部長兼経営企画室長
2005年5月	当社執行役員営業担当 (出向)	2012年4月	当社取締役管理本部長兼 経理部長兼経営企画室長 兼総務部長
2005年7月	当社執行役員営業副本部 長(出向)	2013年4月	当社取締役管理本部長兼 総務部長
2006年4月	当社執行役員営業副本部 長兼環境機械部長(出向)	2013年6月	当社常務取締役管理本部長 兼総務部長
2006年6月	当社転籍	2017年4月	当社常務取締役管理担当
2007年4月	当社執行役員管理本部長 兼経理部長	2017年6月	当社代表取締役社長(現在)
2009年6月	当社取締役管理本部長兼 経理部長		

当社における地位及び担当

代表取締役社長
指名諮問委員(議長)
報酬諮問委員(議長)
リスク管理委員(委員長)

取締役候補者とした理由

永久秀治氏は、当社入社以来、営業、経営企画、総務・経理等に携わり、加えて2017年6月以降は当社代表取締役社長を務め、当社グループの経営を牽引しております。豊富な業務経験と幅広い識見を有しており、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点から、同氏が当社グループの更なる発展に貢献することができるものと判断し、引続き取締役候補者としたしました。



取締役在任年数

12年

所有する当社株式の種類及び数

普通株式 9,900株

取締役会への出席状況

14回/14回(100%)

候補者番号 **2** はぎ の よし お
萩野嘉夫 1961年3月31日生 **再任**

略歴

1983年4月	当社入社	2017年4月	当社管理本部長兼総務部長
2003年4月	当社総務部課長（人事G担当）	2017年6月	当社取締役管理本部長兼総務部長
2008年4月	当社総務部次長	2021年4月	当社取締役管理本部長（現在）
2009年4月	当社総務部長		
2012年4月	当社総務部付部長 台湾油研股份有限公司副董事長総経理（出向）		

当社における地位及び担当

取締役管理本部長
 リスク管理委員（統括責任者）

重要な兼職の状況

韓国油研工業株式会社代表理事
 YUKEN SEA CO.,LTD. CHAIRMAN

取締役候補者とした理由

萩野嘉夫氏は、総務、営業を経験し、2012年4月から5年間当社グループ海外製造会社の総経理として経営に携わり、豊富な実務経験と高い識見を有しております。2017年6月から取締役に就任し、またグループ会社の代表も務め、その責務を果たしております。当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引続き取締役候補者いたしました。



取締役在任年数
 4年

所有する当社株式の種類及び数
 普通株式 3,500株

取締役会への出席状況
 14回／14回（100%）

候補者
番号 **3** ひら やま ただ し
平 山 直 志

1962年2月16日生 **再任**

略歴

1986年4月	当社入社	2013年4月	当社総務部付部長 株式会社北陸油研代表取締役社長（出向）
2003年4月	当社東日本営業部東京営業一課長	2016年5月	当社東日本営業部長
2008年4月	当社東日本営業部次長兼長野営業所長	2017年4月	当社国内事業本部長兼東日本営業部長
2010年7月	当社総務部付次長 油研（上海）商貿有限公司瀋陽出張所長（出向）	2017年6月	当社取締役国内事業本部長兼東日本営業部長
2012年5月	当社総務部付次長 株式会社北陸油研代表取締役社長（出向）	2020年4月	当社取締役国内事業本部長（現在）

当社における地位及び担当

取締役国内事業本部長
リスク管理委員

取締役候補者とした理由

平山直志氏は、システム設計、営業を経験し、2012年5月から4年間当社グループ国内販売会社の社長として経営に携わり、豊富な実務経験と高い識見を有しております。2017年6月から取締役に就任し、国内営業部門の責任者として、その責務を果たしております。当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引続き取締役候補者いたしました。



取締役在任年数

4年

所有する当社株式の種類及び数

普通株式 2,000株

取締役会への出席状況

14回／14回（100%）

候補者番号 **4** やす き ひで み
安 木 秀 己

1960年2月2日生

再任

略歴

1982年4月	当社入社	2017年4月	当社技術本部長兼研究開発部長
2003年4月	当社研究開発部開発1G課長	2017年6月	当社取締役技術本部長兼研究開発部長
2008年4月	当社品質保証部次長兼品質保証課長	2019年4月	当社取締役技術本部長(現在)
2010年4月	当社品質保証部長		
2012年4月	当社研究開発部長		

当社における地位及び担当

取締役技術本部長
 リスク管理委員

重要な兼職の状況

台湾油研股份有限公司董事長
 ユケン・インディア LTD. CHAIRMAN
 油研液圧工業（張家港）有限公司董事長

取締役候補者とした理由

安木秀己氏は、長年にわたり油圧製品の開発に携わり、当社技術関連分野の第一人者であり、豊富な実務経験と高い能力、識見を有しております。2017年6月から取締役に就任し、またグループ会社の代表も務め、その責務を果たしております。当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引続き取締役候補者といたしました。



取締役在任年数
 4年

所有する当社株式の種類及び数
 普通株式 3,700株

取締役会への出席状況
 14回/14回 (100%)

候補者
番号 **5** すず き きよ ひこ
鈴木清彦

1958年9月1日生

再任

略歴

1983年4月	当社入社	2018年4月	当社執行役員生産副本部長兼生産部長
2005年4月	当社システム技術部システム設計2G課長	2019年4月	当社執行役員生産本部長兼生産部長
2010年4月	当社油圧システム部次長兼システム設計一課長	2019年6月	当社取締役生産本部長兼生産部長（現在）
2011年4月	当社油圧システム部長		
2015年4月	当社第二製造部長兼技術課長		

当社における地位及び担当

取締役生産本部長兼生産部長
リスク管理委員

取締役候補者とした理由

鈴木清彦氏は、システム設計、工場運営・調達等を経験し、技術・製造全般における豊富な実務経験と高い識見を有しております。2019年6月から取締役に就任し、当社製造部門の責任者として、その責務を果たしております。当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



取締役在任年数

2年

所有する当社株式の種類及び数

普通株式 1,000株

取締役会への出席状況

13回／14回（93%）

候補者番号 **6** みや さか あつし
宮 坂 篤 1963年11月23日生 **再任**

略歴

1987年4月	当社入社	2015年4月	当社海外営業部長兼海外営業課長
2004年4月	当社応用商品部環境機械営業一課長	2019年4月	当社グローバル事業本部長兼事業推進部長
2008年4月	当社環境機械部次長兼技術課長	2019年6月	当社取締役グローバル事業本部長兼事業推進部長(現在)
2012年4月	当社環境機械部長		
2013年4月	当社販売促進部長兼営業技術課長		

当社における地位及び担当

グローバル事業本部長兼事業推進部長
 リスク管理委員

重要な兼職の状況

油研工業（香港）有限公司 董事長
 油研（上海）商貿有限公司 董事長
 油研（仏山）商貿有限公司 董事長
 ユケン・ヨーロッパ LTD. CHAIRMAN

取締役候補者とした理由

宮坂篤氏は、開発、営業、販売促進を経験し、技術・営業における豊富な実務経験と高い識見を有しております。2019年6月から取締役に就任し、当社グループ海外展開を統括するとともに、海外グループ会社の代表も務めております。当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



取締役在任年数
 2年

所有する当社株式の種類及び数
 普通株式 1,000株

取締役会への出席状況
 14回／14回（100%）

候補者
番号

7

すず き まさ あき
鈴木 正 明

1951年7月28日生

再任

社外取締役・独立役員

略歴

1990年 9月	中央新光監査法人社員	2012年 7月	公認会計士・税理士鈴木 正明事務所代表（現在）
1996年 8月	中央監査法人代表社員		
2006年 6月	中央青山監査法人評議員、 理事長代行	2013年 6月	株式会社コア非常勤監査 役
2007年 8月	みすず監査法人清算人	2018年 6月	株式会社マーベラス非常 勤監査役（現在）
2008年10月	新日本有限責任監査法人 （現 EY新日本有限責任監 査法人）シニアパートナー	2018年11月	JESCOホールディングス 株式会社非常勤監査役 （現在）
2011年 7月	新日本有限責任監査法人 （現 EY新日本有限責任監 査法人）コンプライアンス 推進室室長	2019年 6月	当社取締役（現在）

重要な兼職の状況

公認会計士・税理士鈴木正明事務所代表
株式会社マーベラス非常勤監査役
JESCOホールディングス株式会社非常勤監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

鈴木正明氏は、長年の公認会計士・税理士としての経験から、企業会計についての高い専門性を有しており、また他社の社外監査役を務められる等、豊富な経験と識見を有しております。同氏は既に2年間当社の社外取締役として、その識見を活かした適切な助言を取締役会で行っており、当社の意思決定と実効性のある監督機能に引き続き重要な役割を果たしていただくことが期待できるため、取締役候補者といたしました。

なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。

独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「当社独立社外役員の独立性基準」を満たしております。



取締役在任年数

2年

所有する当社株式の種類及び数

普通株式 600株

取締役会への出席状況

14回／14回（100%）

候補者番号 **8** た おか よし お **田 岡 良 夫** 1954年8月21日生 **新任**
 社外取締役・独立役員

略歴

1979年 4月	住友精密工業株式会社 入社	2010年 6月	同社常務取締役
2001年 6月	同社航空宇宙機器技術 部長	2012年 6月	同社専務取締役
2003年 6月	同社支配人	2016年 6月	同社代表取締役副社長
2005年10月	同社支配人兼航空宇宙 第二営業部長	2017年 6月	同社代表取締役社長
2008年 6月	同社取締役	2019年 3月	同社取締役
		2019年 6月	同社取締役退任



所有する当社株式の種類及び数
 普通株式 0株

重要な兼職の状況

株式会社セラオン 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

田岡良夫氏は、経営者としての豊富な経験を有し、また当社の事業領域である油圧事業について、深い見識と幅広い経験を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、同氏の知見により、当社の油圧事業全般及びグローバルなグループ経営への全般的な監督とアドバイスを行っていただくことが期待できるため、取締役候補者といたしました。

独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「当社独立社外役員の独立性基準」を満たしております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者が選任された場合、当社が締結している役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という）の被保険者となります。当社が締結しているD&O保険契約の内容は以下のとおりです。
対象地域は全世界、保険期間は2021年6月1日から2022年6月1日です。
賠償対象としている保険事故の概要は以下のとおりです。
- ・会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。
 - ・このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としています。
- また、役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用するD&O保険では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。
- ・役員が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
 - ・役員が犯罪行為、または役員が違法であることを認識しながら行った行為
 - ・役員に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
 - ・役員が行ったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
 - ・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求
3. 当社は鈴木正明氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、田岡良夫氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は鈴木正明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、田岡良夫氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 田岡良夫氏の選任が承認された場合は、同氏を当社リスク管理委員、指名諮問委員および報酬諮問委員に選任する予定です。
6. 田岡良夫氏が2019年6月まで取締役を務めた住友精密工業株式会社において、2019年1月に防衛省との防衛装備品等に係る契約に関して、費用の過大請求を行っていた事実が発覚いたしました。

【ご参考】 当社独立社外役員の独立性基準

1. 社外取締役及び社外監査役について、当該候補者が現在又は過去10年において、次の各項目に該当しない場合、独立性があると判断する。
 - 1) 当社グループの主要な取引先の業務執行者
 - 2) 当社グループのメインバンクの業務執行者
 - 3) 当社グループから一定額以上の金銭等を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
 - 4) 当社又は当社子会社の業務執行者
 - 5) 当社子会社の業務執行者でない取締役
 - 6) 当社の主要な株主の業務執行者
 - 7) 就任の前10年以内のいずれかのときにおいて、当社又は当社子会社の取締役又は監査役であったことがある者
2. 最初に就任してから10年を超えて社外役員に就任しない。但し、その任期中にその期間に達する場合は、次期に任用しない。
3. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

(※ 1) 「主要な取引先」：直近の事業年度を含む3事業年度各年度の年間連結総取引高の2%以上を基準として判定
(※ 2) 「一定額以上の金銭等」：過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益
(※ 3) 「主要な株主」：出資比率10%以上の大株主

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役山浦秀雄氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

お だ し ま は れ お
小田島 晴 夫 1958年9月28日生 **新任**
社外監査役・独立役員

略歴

1981年4月	株式会社日本興業銀行入行	2009年7月	株式会社みずほフィナンシャルグループ人事部人材開発室室長
2002年4月	インドネシアみずほコーポレート銀行副社長	2010年10月	神島化学工業株式会社総務部長
2003年4月	株式会社みずほ銀行主計部税務チーム次長	2011年7月	同社取締役総務部長(現在)



所有する当社株式の種類及び数
普通株式 0株

重要な兼職の状況

神島化学工業株式会社取締役総務部長 (2021年7月退任予定)

社外監査役候補者とした理由

小田島晴夫氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有しております。経営全般の適切な監視と有益な助言が期待できることから、当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、社外監査役候補者といたしました。同氏は海外経験も豊富であり、当社グループ経営に対し中立的な立場での監査意見が期待できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 小田島晴夫氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は小田島晴夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 小田島晴夫氏は、当社と取引関係のある株式会社みずほ銀行の出身ですが、同行を退職後10年が経過しております。直近事業年度末における当社の連結総資産額に対する同行からの借入金の比率は4.10%と低いうえ、当社は複数の金融機関と取引を行っており、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではありません。
- また、同行は当社の株主であります。その議決権比率は4.79%であります。
- 小田島晴夫氏は、2011年7月より神島化学工業株式会社の取締役総務部長を務めておりますが、同社と当社の間には取引関係はありません。
- したがって、小田島晴夫氏は当社の「当社独立社外役員の独立性基準」を満たしております。
4. 小田島晴夫氏が選任が承認された場合、当社は同氏との間で監査役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額といたします。

5. 小田島晴夫氏が選任された場合、当社が締結している役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という）の被保険者となります。当社が締結しているD&O保険契約の内容は以下のとおりです。対象地域は全世界、保険期間は2021年6月1日から2022年6月1日です。保償対象としている保険事故の概要は以下のとおりです。
- ・会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。
 - ・このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としています。また、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用するD&O保険では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。
 - ・役員が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
 - ・役員の犯罪行為、または役員が違法であることを認識しながら行った行為
 - ・役員に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
 - ・役員が行ったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
 - ・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

こ 木	ぐれ 暮	しん 信	きち 吉	1974年2月11日生	所有する当社株式の数 0株
略歴					
2004年10月 弁護士登録（第一東京弁 護士会） 長野法律事務所（現在）					

重要な兼職の状況

長野法律事務所 弁護士

- (注) 1. 木暮信吉氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は木暮信吉氏が所属している長野法律事務所との間に顧問契約を締結しておりますが、同契約に伴う取引金額は僅少であります。
3. 木暮信吉氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な識見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 木暮信吉氏は、当社が定める独立性を客観的に判断する「当社独立社外役員の独立性基準」により、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく十分な独立性を有しており、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同氏が社外監査役に就任した場合は、同取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
5. 木暮信吉氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額といたします。
6. 木暮信吉氏が社外監査役に就任した場合、当社が締結している役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という）の被保険者となります。当社が締結しているD&O保険契約の内容は以下のとおりです。対象地域は全世界、保険期間は2021年6月1日から2022年6月1日です。保償対象としている保険事故の概要は以下のとおりです。
- ・会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。
 - ・このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としていま

また、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用するD&O保険では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- ・役員が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・役員の犯罪行為、または役員が違法であることを認識しながら行った行為
- ・役員に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ・役員が行ったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- ・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

以上

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、個人消費や企業活動が急激に停滞し、一時、回復の兆しがみられたものの、感染の再拡大により、依然として厳しい状況で推移しております。世界経済におきましても、回復基調は見られるものの、新型コロナウイルス感染症の世界的収束の目途は見えず、先行き不透明な状況となっております。

このような状況のもとであります。当社グループの連結子会社がある中国では、新型コロナウイルス感染症の早期ピークアウトにより、いち早く経済活動が回復し、油圧の需要が堅調に推移しました。また、インドでも当第3四半期より、油圧の需要が回復局面に向かっております。

当連結会計年度の実績といたしましては、売上高は231億1千万円（前年同期比11.6%減）、営業利益は6億1千6百万円（前年同期比49.1%減）、経常利益は8億9千3百万円（前年同期比4.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億5千1百万円（前年同期比4.2%増）となりました。

単独業績につきましては、売上高は127億1千9百万円（前年同期比14.2%減）、営業損失2億1千3百万円（前年同期は営業利益3億2千3百万円）、経常利益4億8千9百万円（前年同期比11.4%増）、当期純利益4億1千6百万円（前年同期比15.2%増）となりました。

事業別の売上高は以下のとおりです。

事業別	売上高	前期比増減
	百万円	%
油圧製品事業	15,222	△6.7
システム製品事業	4,508	△22.5
環境機械事業他	3,379	△16.0
合計	23,110	△11.6

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額10億3千3百万円であります。事業部門別では、油圧製品部門8億9千6百万円、システム製品部門2千1百万円、環境機械事業部門他で1億1千6百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達と安定的な財務基盤の確保を目的に取引銀行4行とシンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	4,000百万円
借入実行残高	920百万円
差引額	3,080百万円

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

区 分	第74期 2018年3月期	第75期 2019年3月期	第76期 2020年3月期	第77期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売上高 (百万円)	29,473	30,005	26,155	23,110
経常利益 (百万円)	2,038	2,067	939	893
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,401	1,291	624	651
1株当たり当期純利益 (円)	333.96	314.40	152.28	158.74
総資産 (百万円)	37,986	37,002	35,742	36,065
純資産 (百万円)	18,141	18,423	18,207	18,902

- (注) 1. 第74期は、国内経済は緩やかな回復基調を維持し、米国・欧州の景気も底堅く推移したことや、中国等の新興国でも景気の持ち直しが見られたことから、売上高および利益は増加しました。
2. 第75期は、国内経済は緩やかな回復基調が継続した一方、世界経済は欧州、中国の経済成長が鈍化し、米中貿易摩擦の長期化リスク等により、先行きは不透明な状況が続きました。
3. 第76期は、米中貿易摩擦の長期化に伴い製造業を中心に世界経済の減速基調が続いたことに加え、日本経済も中国向けを中心に外需が減少し、年明けから新型コロナウイルス感染拡大により、足元の経済は急激に悪化しました。
4. 第77期（当連結会計年度）の状況につきましては、「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(9) 重要な親会社および子会社等の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(連結子会社) 株式会社ユケンサービス	千円 40,000	% 100.0	当社のシステム製品の製造 および修理・サービス
台湾油研股份有限公司	千ニュー台湾ドル 90,000	72.47	当社の油圧製品の製造・販売
油研工業(香港)有限公司	千香港ドル 5,000	100.0	当社の油圧製品の販売
ユケン・ヨーロッパLTD.	千ポンド 300	100.0	当社の油圧製品の販売
ユケン・インドアLTD.	千ルピー 120,000	40.0	当社の油圧製品の製造・販売
油研液圧工業(張家港)有限公司	千人民元 101,468	95.08 (12.94)	当社の油圧製品の製造・販売
韓国油研工業株式会社	百万ウォン 5,010	96.4	当社の油圧製品の販売
油研(上海)商貿有限公司	千人民元 8,184	100.0 (33.33)	当社の油圧製品の販売
YUKEN SEA CO., LTD.	千パーツ 80,000	88.99 (28.99)	当社の油圧製品の販売
油研(仏山)商貿有限公司	千人民元 22,954	100.0 (17.1)	当社の油圧製品の販売
(持分法適用関連会社) 株式会社北陸油研	千円 30,000	42.13	当社の油圧製品の販売

(注) 1. ユケン・インドアLTD.は、当社の出資比率40.0%であります。実質的に支配しているため、子会社としております。

2. 出資比率の()は、間接所有割合であります。

(10) 主要な事業内容

当社グループは、油圧製品、システム製品、環境機械の製造ならびに販売を主な事業の内容としております。

(11) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社・相模事業所	神奈川県綾瀬市	東京支社	東京都港区
袋田工場	茨城県久慈郡	大阪支社	大阪府大阪市

② 主要な子会社の営業所および工場

会 社 名	名 称	所 在 地
株式会社ユケンサービス	本 社	神奈川県綾瀬市
台湾油研股份有限公司	本 社	台湾省台中市
油研工業(香港)有限公司	本 社	HONGKONG Kowloon
ユケン・ヨーロッパLTD.	本 社	ENGLAND Liverpool
ユケン・インディアLTD.	本 社	INDIA Malur
油研液圧工業(張家港)有限公司	本 社	中華人民共和国江蘇省
韓国油研工業株式会社	本 社	大韓民国ソウル市
油研(上海)商貿有限公司	本 社	中華人民共和国上海市
YUKEN SEA CO., LTD.	本 社	THAILAND Bangkok
油研(仏山)商貿有限公司	本 社	中華人民共和国広東省

(12) 従業員の状況

従業員数 (前期末比増減)
1,174名 (8名減)

(13) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,482百万円
株式会社三井住友銀行	924
株式会社三菱UFJ銀行	923
株式会社横浜銀行	817
第一生命保険株式会社	135

(14) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染拡大は人や物の交流を制限し、当連結会計年度前半の世界経済は歴史的な落ち込みを記録しました。年度後半には一部の国や業種によって景気回復の動きが見られましたが、再び感染拡大が発生する懸念は払拭できないこともあり、当社の事業環境は先行き不透明な状況が継続すると考えております。

このような状況の下、当社はスリム化、効率化を一層追求することで損益分岐点を引き下げ、収益体質を強化すべく取り組んでおります。一般経費の削減や変動費率の適正化等、強くしなやかな企業体質の構築を、社員全員参加で推し進めてまいります。

また一方で、中長期的な課題への対応にも、手を緩めず取り組む必要があります。当社グループの最適生産分担体制の構築や、高付加価値型戦略製品の開発と提案型営業の展開、そしてグローバルな展開を推進するための体制整備と人材強化に努め、当社グループ総合力を高めるべく、グループ一丸となって取り組んでおります。

当社及び当社グループは、「日本、アジア、世界に貢献し、環境変化の中でも利益成長できる高収益体質の独立系油圧総合メーカグループを目指す」という長期経営ビジョンのもと、次の10年に向けた環境の変化に耐え得る強固な収益基盤を作り上げていくために、2019年度を初年度とする中期経営計画「3 G Action2021 ~Challenge the Next Stage~」を策定し、取り組んでおります。3 G《Group・Global・Growing》の行動指針を推進し、利益《Gain》を刈り取れる収益体制の構築を図ってまいります。

具体的には以下のとおり取り組んでおります。

- ① Group（グループ）戦略～グローバル展開に対応したものづくり力の強化～
機会損失解消のためのグループ内生産能力の強化や、海外生産拠点活用による製品コストの削減を推し進め、**YUKEN** ブランドの製品品質や製造技術を一層強化してまいります。
- ② Global（グローバル）戦略～成長分野としてのグローバル展開の推進～
成長市場での市場拡大を図るとともに、成熟市場におけるブランド価値向上と安定的な成長を目指します。そのためにも、市場に適合したグローバル製品の開発を一層推し進めてまいります。
- ③ Growing（グロイング）戦略～成長を支えるグループ会社の経営基盤強化～
グローバル経営を支える人材の育成に注力いたします。また、グループにおけるガバナンス機能を強化するとともに、成長を支えるための積極的な投資を実施してまいります。
- ④ Gain（ゲイン）戦略～持続的成長のための収益力の強化～
当社グループの中核である当社において、一層の採算性向上や自動化による省人化、効率化を推し進め収益力を向上させるとともに、グループとして持続的に成長できる事業基盤、高収益体制を実現し、企業価値向上を図ってまいります。
- ⑤ グループ全体の社会的信頼の向上
社会の一員としての自己責任を徹底し、グループ全体の社会的責任の向上に取り組まします。

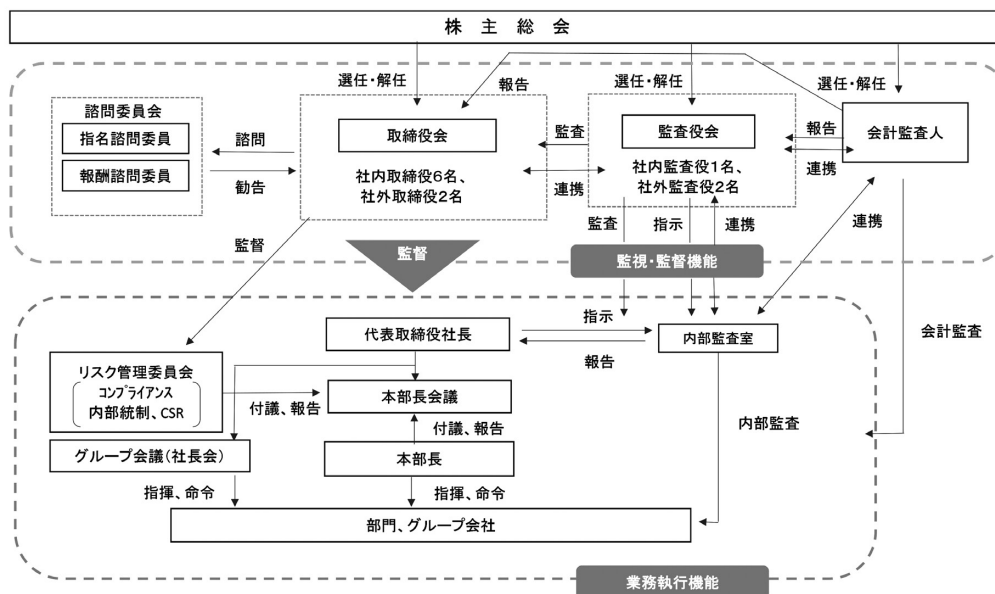
安全・安心の万全な品質保証、地球視点での環境保全、法令や社会規範の遵守、迅速かつ的確な情報開示、地域社会との共生などに対するグループ内での取り組みを一層推し進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞよろしくご支援賜りますようお願い申し上げます。

(15) コーポレート・ガバナンス

当社は、監査役会設置会社であります。当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。

① コーポレート・ガバナンス体制



② 取締役会および監査役

取締役会は、当社事業に精通した十分な数の社内取締役と、独立性の高い社外取締役を構成員としております。社外取締役は現在2名を選任しており、株主をはじめとしたステークホルダーの視点に立ち、当社の持続的成長と企業価値向上に資するかという観点から、適宜意見を述べております。

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、業務および会計について監査しております。重要な会議への出席や会社業務の調査など、多面的で有効な監査活動を実施し、認識した事項について取締役や執行部門に問題提起や提言を行っています。

③ 取締役会の諮問機関およびリスク管理委員会

取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員として参加する指名諮問委員会、報酬諮問委員会を設置しております。また、当社グループのリスク対応の審議・決定機関としてリスク管理委員会を設置しております。2021年3月31日現在の各委員会の目的および委員は以下のとおりです。

	目 的	委員長および委員
指名諮問委員会	当社取締役の選任および解任に関する株主総会の議案の内容について、当該議案の前に検討し取締役会に勧告する。また、独立性基準の内容につき、取締役会に勧告する。	議 長：取締役社長 委 員：社外取締役2名
報酬諮問委員会	当社取締役の報酬等に関する方針および個人別の報酬等の内容について検討し、取締役会に勧告する。	議 長：取締役社長 委 員：社外取締役2名
リスク管理委員会	当社グループのリスクの抽出および対応策を検討し、グループ各社、各部門に対応を指示するとともに、進捗を管理する。	委員長：取締役社長 委 員：取締役7名（社内5名、社外2名）、監査役3名（社内1名、社外2名）、内部監査室長、品質保証室長、総務部長

④ 取締役会の活動について

取締役会では定例の審議、報告案件だけではなく、当社の将来ビジョンに関するディスカッションを行っています。当事業年度においては、外部環境の変化や今後のマーケットの動向を踏まえ、当社の発展の原動力となる事業について重要な議論を行いました。社外取締役や社外監査役の多様なバックグラウンドに基づく多角的な助言も積極的になされ、活発で忌憚のない議論が行われています。サステナブルな経営を推進するため、ESG（環境・社会・ガバナンス）の視点を意識した議論もっており、当社が目指すべきビジネスモデルについて建設的な議論を行いました。

今後もこうした取り組みを継続することにより、持続的な成長と企業価値向上に一層努めてまいります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 9,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,102,711株
(自己株式 407,965株を除く)
- (3) 株主数 4,736名 (前期末比271名減)

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	213千株	5.19%
第一生命保険株式会社	204	4.98
油研販売店持株会	197	4.81
株式会社みずほ銀行	195	4.76
油研協力会持株会	177	4.33
株式会社三井住友銀行	165	4.03
株式会社三菱UFJ銀行	164	4.01
DEUTSCHE BANK AG FRANKFURT-DOMESTIC CUSTODY SERVICES	135	3.29
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	103	2.52
酒井重工業株式会社	82	2.00

(注) 持株比率は、自己株式 (407,965株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
永 久 秀 治	取締役社長 (代表取締役) 指名諮問委員 (議長) 報酬諮問委員 (議長) リスク管理委員 (委員長)	
安 木 秀 己	取締役 (技術本部長) リスク管理委員	台湾油研股份有限公司 董事長 油研液圧工業 (張家港) 有限公司 董事長 ユケン・インディア LTD. CHAIRMAN
萩 野 嘉 夫	取締役 (管理本部長兼総務部長) リスク管理委員 (統括責任者)	韓国油研工業株式会社 代表理事 YUKEN SEA CO.,LTD. CHAIRMAN
平 山 直 志	取締役 (国内事業本部長) リスク管理委員	
鈴 木 清 彦	取締役 (生産本部長兼生産部長) リスク管理委員	
宮 坂 篤	取締役 (グローバル事業本部長兼事業推進部長) リスク管理委員	油研工業 (香港) 有限公司 董事長 ユケン・ヨーロッパ LTD. CHAIRMAN 油研 (上海) 商貿有限公司 董事長 油研 (仏山) 商貿有限公司 董事長
河 淵 健 司	社外取締役 指名諮問委員 報酬諮問委員 リスク管理委員	株式会社エスティック取締役監査等委員 (社外)
鈴 木 正 明	社外取締役 指名諮問委員 報酬諮問委員 リスク管理委員	公認会計士・税理士鈴木正明事務所代表 株式会社マーベラス非常勤監査役 JESCOホールディングス株式会社非常勤監査役
市 川 傑 士	常勤監査役 リスク管理委員	
山 浦 秀 雄	常勤監査役 (社外) リスク管理委員	
永 山 篤 史	社外監査役 リスク管理委員	相互住宅株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役河淵健司氏、鈴木正明氏、監査役山浦秀雄氏および永山篤史氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役山浦秀雄氏は、金融機関における長年の経験と他社監査役としての見識を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 矢島良司氏は、2020年6月25日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）を、社外取締役および取締役社長を構成員とする報酬諮問委員会での検討および同委員会からの勧告を踏まえ、取締役会決議により定めております。当社の取締役の報酬等は、優秀な人財の確保、業績向上のインセンティブの観点から、それぞれの職責に見合った報酬の体系、水準としており、その妥当性を常に検証することとしております。取締役の報酬等は固定性の強い月例報酬と、会社業績に連動した決算賞与により構成しており、役位に応じた報酬額の一部を役員持株会に拠出することとしております。なお、社外取締役の報酬等は、業績連動型の要素が含まれない定額報酬として、予め定められた固定給を支給することとしております。個人別の報酬等の内容は、決定に先立ち、先の報酬諮問委員会が決定方針に照らし審議し、取締役会に勧告しております。従って、取締役会としては同委員会からの勧告内容を尊重し、当該内容が基本方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年6月25日開催の第71回定時株主総会において年額2億円以内（うち、社外取締役年額3千万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第62回定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、役員報酬規定に基づき、取締役社長永久秀治が個人別の報酬額の具体的内容の決定の権限について委任を受けており、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内における、当該規定に基づく取締役各人別の月例報酬および決算賞与額を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の業績評価を行うのは取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は当該権限が取締役社長によって適切に行使できるよう、事前に報酬諮問委員会での検討、勧告を得ております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員 の人数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	86,728 (14,472)	74,964 (14,472)	11,764 (—)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	29,025 (17,419)	25,080 (15,048)	3,945 (2,371)	4 (3)

(注) 業績連動報酬等として取締役及び監査役(社外取締役を除く)に対して決算賞与を支給しています。当社は、経常利益が当社の総合的な事業収益力、企業価値の成長率を評価する基準として適切であると考えられることから、経常利益を決算賞与に係る指標としております。なお、当事業年度を含む経常利益の推移は、「1.(8)財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。決算賞与は、経常利益と当社グループの経営状況、従業員の賞与水準を総合的に勘案して決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役河淵健司氏は、株式会社エスティックの取締役監査等委員(社外)ですが、当社と兼職先の間には重要な関係はありません。
- ・社外取締役鈴木正明氏は、公認会計士・税理士鈴木正明事務所を運営しており、また株式会社マーベラス及びJESCOホールディングス株式会社の非常勤監査役ですが、当社と兼職先の間には重要な関係はありません。
- ・社外監査役永山篤史氏は、相互住宅株式会社の代表取締役社長ですが、当社と兼職先の間には重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	河淵 健司	当事業年度に開催された取締役会には14回全てに出席し、経営者としての豊富な経験・見地から、適宜質問し、発言を行っております。
社外取締役	鈴木 正明	当事業年度に開催された取締役会には14回全てに出席し、主に公認会計士、税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	山浦 秀雄	当事業年度に開催された取締役会には14回全てに、また監査役会には17回全てに出席し、疑問点等明らかにするために適宜質問し、豊富な経験・見地から意見を述べております。
社外監査役	永山 篤史	就任後開催の取締役会には10回全てに、また監査役会には10回全てに出席し、経営者としての豊富な経験・見地から、適宜意見を述べております。

- ③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
- ・社外取締役河淵健司氏は、長年に渡り油圧メーカの経営者を務めた経験から業界に精通しており、豊富な経験と独立した立場からの助言や実効性ある監督機能が期待されました。当事業年度において同氏は、取締役会において中長期的視点に基づいた重要な助言や、メーカとしての事業運営に関する助言を積極的に行ない、また、適宜疑問点を質問し明らかにするなど、経営の効率性と公正性の確保に寄与しており、その期待される役割を十分に果たしました。
 - ・社外取締役鈴木正明氏は、公認会計士・税理士であり、他社監査役の経験も豊富に有していることから、高い専門性と識見を活かした実効性ある監督機能が期待されました。当事業年度において同氏は、取締役会において会計の専門家としての確認および豊富な経験に基づいた有益な助言を行い、更に外部者としての視点で適宜不明点を質問するなど、当社経営の透明性と健全性の維持向上に寄与しており、その期待される役割を十分に果たしました。

4. 会社の役員等賠償責任保険に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下「D&O保険」という）を保険会社との間で締結しております。その内容は以下のとおりです。

(1) 被保険者の範囲

当社の会社法上の取締役および監査役、当社が採用する執行役員制度上の執行役員、ならびに当社子会社の設立国の法律により、これらの者と同様の地位にある者です。

(2) 役員等賠償責任保険の内容の概要

補償地域は全世界、保険期間は2021年6月1日から2022年6月1日です。

補償対象としている保険事故の概要は以下のとおりです。

- ・会社の役員としての業務につき行なった行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。
- ・このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としています。

また、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用するD&O保険では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- ・役員が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・役員の犯罪行為、または役員が違法であることを認識しながら行なった行為

- ・役員に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ・役員が行なったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- ・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
ロイヤル監査法人

- (2) 当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額および監査役会が同意をした理由
- | | |
|--|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 31,000千円 |
| 当社およびその子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積算出根拠が適切であると判断し、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
- 会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、または会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列挙した当社会計監査人の評価および選定基準に照らした監査役会評価により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および運用状況

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業憲章である「経営の信条」の精神に基づき、取締役および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動を取るための「行動規範」を定めるとともに、コンプライアンス体制に係わる規定を整備しております。その取り組みは取締役、監査役、内部監査室長、品質保証室長及び総務部長を委員としたリスク管理委員会で横断的に統括管理し、必要な教育等を行うこととしております。内部監査室はリスク管理委員会と連携してコンプライアンスの遵守状況を監査し、取締役会へ報告しております。さらに、法令上、疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としての通報・相談窓口を開設しております。

(当該体制の運用状況)

- ・各部、各子会社において「行動規範」の読み合わせ、内容確認を行い、内部監査室は実施状況を確認し、コンプライアンスの遵守状況とともに取締役会に報告いたしました。また、社内グループウェアを活用したコンプライアンス教育を全社的に2回実施するなど、必要な教育を繰り返し行うことで順法精神の啓蒙を行っております。
- ・リスク管理統括責任者はリスク管理委員会において、内部通報の実施状況を報告いたしました。

② 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

「経営文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に係わる文書は、文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。

(当該体制の運用状況)

- ・取締役会の議事録および資料は、セキュリティの確保された場所で適切に保管しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務、法務、環境、災害、品質、情報セキュリティ等事業活動に係わるリスクについて、それぞれの領域ごとの担当部門を定めるとともに、取締役、監査役、内部監査室長、品質保証室長および総務部長で構成されたリスク管理委員会を開催し、事業活動に伴うリスクの抽出および評価を行い、重要と判断されたリスクについては部門横断的に全社で対応し、対応状況を定期的にチェックすることとしております。また、各部門においても部門業務計画にリスク対応を反映させ、計画的に実施する体制を整えております。

(当該体制の運用状況)

- ・各部門におけるリスクの対応状況については、経営企画室が四半期毎に実施した部門業務計画の進捗レビューの中で確認しました。また、リスク管理統括責任者である取締役1名も連携して実施状況を把握し、必要な指示を行いました。
- ・リスク管理委員会を2回（9月および2月）開催し、当社グループとして把握しているリスクへの全社的な対応状況を把握するとともに、次年度に対応すべきリスクを抽出し、対応方法や対応部門を定めました。また、BCP（事業継続計画）において、感染症の感染拡大発生時における対応を追加いたしました。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役と従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標に基づく年度経営計画を策定しております。各本部を担当する取締役は、年度経営計画に基づき各本部が実施すべき具体的な実行計画を策定し、取締役会は各本部の実行計画の実施状況を把握するために実績をレビューしております。目標未達事項がある場合は、担当の取締役にその改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正することとしております。

(当該体制の運用状況)

- ・各本部の年度計画は、各部の業務計画に落とし込まれており、その進捗状況は経営企画室により確認され、四半期毎に取締役会へ報告いたしました。
- ・社長および本部長を兼務している各取締役ならびに常勤監査役が出席する本部長会議を原則として1週間に1回開催し、業務遂行上の重要課題を審議するとともに、営業・生産等の報告を適時行い、経営判断の迅速化と問題共有に努めました。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ各社に共通のリスク管理体制に係わる「行動規範」を定め、グループの取締役および従業員の順法意識の醸成を図っております。

また、当社およびグループ各社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制を整備しております。

(当該体制の運用状況)

- ・グループ会社においては、当社取締役が各社において1名以上役員を兼務しており、更に当社経営企画室が定期的にグループ会社の経営状況や経営上重要な課題等を把握し、適宜支援、指導しました。
- ・常勤取締役、常勤監査役が出席するグループ会社の経営状況および経営課題を報告・審議する会議を12月決算会社、3月決算会社共に2回ずつ開催し、業務報告（海外グループ会社については経営企画室が代理報告）および意見交換を行うことで、グループ全体として課題の共有、解決を図りました。

⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は内部監査室員に監査業務に必要な事項を調査させることができるものとしております。

(当該体制の運用状況)

- ・該当事項はありません。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から監査業務に必要な命令を受けた内部監査室員は、その命令に関して取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。

(当該体制の運用状況)

- ・該当事項はありません。

⑧ 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社およびグループ各社の取締役および従業員は当社の監査役に対して、取締役会で決議された事項、会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事項、毎月の経営状況としての重要な事項、重大な法令・定款違反および通報・相談窓口への通報状況およびその内容を報告することとしております。また、監査役に報告した者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しております。

(当該体制の運用状況)

- ・監査役は取締役会や本部長会議、リスク管理委員会等の重要会議に参加することで、経営上の重要事項に関する情報および職務の遂行状況を確認し、重大な法令・定款違反が発生していないことを確認しました。
- ・監査役への報告により、不利な取り扱いを受けた取締役および従業員はおりません。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会と代表取締役社長、監査役会と監査法人および監査役会と内部監査室との間では定期的な意見交換会を実施しております。
監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないこととしております。

(当該体制の運用状況)

- ・ 監査役会は代表取締役社長と2回定期会合を実施し、経営課題に関する情報交換を行いました。また、監査役は内部監査室と1か月に1回以上連絡会議を開催し、監査に関する情報等の連携を図りました。更に、社外取締役とも連携を保つために定期的に会合をもち、情報交換を行いました。
- ・ 監査役の職務に必要な費用について、監査役からの請求に従い速やかに処理しました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの等買収の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付行為又は買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針を決定する者として不適切であると判断し、法令および当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主および投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものと考えております。

1) 企業価値向上への取組み

当社及び当社グループは、「日本、アジア、世界に貢献し、環境変化の中でも利益成長できる高収益体質の独立系油圧総合メーカーグループを目指す」という長期経営ビジョンのもと、次の10年に向けた環境の変化に耐え得る強固な収益基盤を作り上げていくために、2019年度を初年度とする中期経営計画「3 G Action2021 ~Challenge the Next Stage~」を策定しております。

具体的には、前中期経営計画3 G《Group・Global・Growing》の行動指針を継続し、グローバル展開に対応したものづくり力の強化(Group戦略)、成長分野としてのグローバル展開の推進(Global戦略)、成長を支えるグループ会社の経営基盤強化(Growing戦略)を図るとともに、持続的成長のための収益力の強化(Gain戦略)を推進してまいります。

2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念である「経営の信条」を礎に、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでまいります。当社は、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公平性を確保するとともに、保有する経営資源を十分に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、その充実に取り組んでまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て買収の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、1) 事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、2) 取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、という概要の大規模買付行為への対応策(以下「本買収防衛策」といいます)を2007年3月8日の取締役会において決議し、2007年6月28日開催の当社第63回定時株主総会において、導入が決議されました。

また、本買収防衛策は、その合理性・公正性を担保するための独立委員会の設置や、大規模買付者に提供を求める必要情報の内容について一部見直しを行うなど、社会、経済情勢の変化や、買収防衛策をめぐる諸々の動向等を踏まえ、より実効性を高めるための変更

を伴った上で、2010年6月25日開催の当社第66回定時株主総会、2013年6月27日開催の当社第69回定時株主総会、2016年6月28日開催の当社第72回定時株主総会および2019年6月27日開催の当社第75回定時株主総会で継続が決議されております。

- ④ 本買収防衛策が株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本買収防衛策は、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであります。

更に、本買収防衛策は、大規模買付行為が大規模買付時における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

- (3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその状況

当社は、行動規範において、当社の役職員等は社会の健全な発展に障害となる反社会的な勢力に対しては、毅然とした態度で臨むこととしております。対応部門は総務部門としておりますが、同部署に一任せず、全社で対応することとしております。また、神奈川県企業防衛対策協議会に加盟し、同協議会にて開催される会合において反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、同協議会の研修に参加し、反社会的勢力への対応方法等の習得に努める一方、所轄警察署の担当者および顧問弁護士とも随時情報交換を行い、反社会的勢力から不当な要求があった場合の対応について適切な助言を得ております。

役職員には、行動規範の社内周知・教育に伴い、反社会的勢力排除に関する考え方等の周知を行っております。

(注) 事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	22,771,787	流 動 負 債	10,145,469
現金及び預金	5,362,351	支払手形及び買掛金	4,295,475
受取手形及び売掛金	9,645,781	短期借入金	1,989,526
たな卸資産	6,594,174	1年以内返済予定の長期借入金	1,013,863
前払費用	217,518	リース債務	66,029
未収入金	398,663	未払金	321,542
その他の流動資産	621,494	未払法人税等	177,444
貸倒引当金	△68,196	未払費用	338,719
固 定 資 産	13,293,689	預り金	318,145
有 形 固 定 資 産	7,628,230	賞与引当金	334,338
建物及び構築物	2,255,720	その他の流動負債	1,290,383
機械装置及び運搬具	3,266,769	固 定 負 債	7,017,773
工具、器具及び備品	527,704	長期借入金	2,966,740
土地	1,228,344	リース債務	96,268
リース資産	135,420	退職給付に係る負債	3,946,008
建設仮勘定	214,271	その他の固定負債	8,756
無 形 固 定 資 産	309,013	負 債 合 計	17,163,242
リース資産	186,601	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	50,359	株 主 資 本	17,127,937
その他の無形固定資産	72,052	資本金	4,109,101
投資その他の資産	5,356,445	資本剰余金	3,881,105
投資有価証券	3,061,417	利益剰余金	10,176,741
差入保証金	74,445	自己株式	△1,039,011
敷金	145,412	その他の包括利益累計額	206,568
事業保険	248,090	その他有価証券評価差額金	680,813
破産更生債権等	6,080	為替換算調整勘定	△225,651
繰延税金資産	1,809,410	退職給付に係る調整累計額	△248,592
その他の投資その他の資産	16,919	非 支 配 株 主 持 分	1,567,727
貸倒引当金	△5,330	純 資 産 合 計	18,902,233
資 産 合 計	36,065,476	負債及び純資産合計	36,065,476

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		23,110,593
売上原価		17,590,978
売上総利益		5,519,615
販売費及び一般管理費		4,903,009
営業利益		616,605
営業外収入		
受取利息及び配当金	80,722	
持分法による投資利益	13,445	
為替差益	48,033	
貸倒引当金戻入額	5,148	
雇用調整助成金	239,715	
補助金収入	48,119	
その他の営業外収益	96,404	531,589
営業外費用		
支払利息	186,973	
たな卸資産処分損	34,849	
その他の営業外費用	32,450	254,272
経常利益		893,921
特別利益		
固定資産売却益	88,607	88,607
特別損失		
投資有価証券評価損	38,100	
固定資産売却損	1,208	39,309
税金等調整前当期純利益		943,220
法人税、住民税及び事業税	233,332	
法人税等調整額	△7,075	226,256
当期純利益		716,964
非支配株主に帰属する当期純利益		65,652
親会社株主に帰属する当期純利益		651,311

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,109,101	3,881,105	9,853,679	△1,038,433	16,805,452
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△328,249		△328,249
親会社株主に帰属する当期純利益			651,311		651,311
自己株式の取得				△578	△578
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	323,062	△578	322,484
当 期 末 残 高	4,109,101	3,881,105	10,176,741	△1,039,011	17,127,937

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	392,323	△141,577	△346,969	△96,224	1,498,198	18,207,426
当 期 変 動 額						
剰余金の配当				—		△328,249
親会社株主に帰属する当期純利益				—		651,311
自己株式の取得				—		△578
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	288,490	△84,074	98,377	302,792	69,528	372,321
当期変動額合計	288,490	△84,074	98,377	302,792	69,528	694,806
当 期 末 残 高	680,813	△225,651	△248,592	206,568	1,567,727	18,902,233

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	13,018,344	流 動 負 債	5,807,450
現 金 預 金	2,763,049	支 払 手 形	693,224
受 取 手 形	1,586,884	買 掛 金	2,530,708
売 掛 金	4,419,384	短 期 借 入 金	920,000
商 品 及 び 製 品	1,450,083	1年以内返済予定の長期借入金	888,000
仕 掛 品	582,893	未 払 金	89,818
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,515,712	未 払 法 人 税 等	77,288
前 払 費 用	109,951	リ ー ス 債 務	58,535
短 期 貸 付 金	229,069	未 払 費 用	108,748
未 収 入 金	353,076	預 り 金	129,135
そ の 他 の 流 動 資 産	18,527	賞 与 引 当 金	229,800
貸 倒 引 当 金	△10,288	そ の 他 の 流 動 負 債	82,189
固 定 資 産	11,543,905	固 定 負 債	6,297,300
有 形 固 定 資 産	3,935,100	長 期 借 入 金	2,844,000
建 物 及 び 構 築 物	1,131,968	リ ー ス 債 務	67,435
機 械 装 置	1,993,732	退 職 給 付 引 当 金	3,381,268
車 輛 運 搬 具	726	そ の 他 の 固 定 負 債	4,596
工 具、器 具 及 び 備 品	186,353		
土 地	469,220	負 債 合 計	12,104,750
リ ー ス 資 産	127,283	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	25,814	株 主 資 本	11,776,685
無 形 固 定 資 産	198,716	資 本 金	4,109,101
ソ フ ト ウ エ ア	21,649	資 本 剰 余 金	3,853,007
リ ー ス 資 産	159,477	資 本 準 備 金	1,030,000
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	17,589	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,823,007
投 資 そ の 他 の 資 産	7,410,088	利 益 剰 余 金	4,853,587
投 資 有 価 証 券	2,189,772	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,853,587
関 係 会 社 株 式	3,629,140	繰 越 利 益 剰 余 金	4,853,587
差 入 保 証 金	26,870	自 己 株 式	△1,039,011
事 業 保 険	248,090	評 価 ・ 換 算 差 額 等	680,813
破 産 更 生 債 権 等	750	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	680,813
繰 延 税 金 資 産	1,226,755	純 資 産 合 計	12,457,498
そ の 他 の 投 資 そ の 他 の 資 産	88,709	負 債 及 び 純 資 産 合 計	24,562,249
資 産 合 計	24,562,249		

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		12,719,171
売上原価		10,232,578
売上総利益		2,486,592
販売費及び一般管理費		2,699,730
営業損		213,137
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	328,356	
貸倒引当金戻入額	24,594	
為替差益	94,112	
受取ロイヤリティ	108,676	
雇用調整助成金	223,695	
その他の営業外収益	42,350	821,786
営業外費用		
支払利息	62,568	
たな卸資産処分損	29,521	
その他の営業外費用	26,663	118,752
経常利益		489,896
税引前当期純利益		489,896
法人税、住民税及び事業税	103,717	
法人税等調整額	△30,237	73,479
当期純利益		416,416

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	
		資 本 準 備 金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	4,109,101	1,030,000	2,823,007	3,853,007	4,765,420	4,765,420
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				—	△328,249	△328,249
当 期 純 利 益				—	416,416	416,416
自 己 株 式 の 取 得				—		—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額(純 額)				—		—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	88,167	88,167
当 期 末 残 高	4,109,101	1,030,000	2,823,007	3,853,007	4,853,587	4,853,587

(単位：千円)

残高及び変動事由	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,038,433	11,689,095	392,323	392,323	12,081,418
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△328,249		—	△328,249
当 期 純 利 益		416,416		—	416,416
自 己 株 式 の 取 得	△578	△578		—	△578
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額(純 額)		—	288,490	288,490	288,490
当 期 変 動 額 合 計	△578	87,589	288,490	288,490	376,079
当 期 末 残 高	△1,039,011	11,776,685	680,813	680,813	12,457,498

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

油研工業株式会社
取締役会 御中

ロイヤル監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 白上卓美 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 恵良健太郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、油研工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、油研工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

油研工業株式会社
取締役会 御中

ロイヤル監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 白上卓美 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 恵良健太郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、油研工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会、リスク管理委員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、また子会社に係わる重要な会議への出席を通じ事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室、その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びロイヤル監査法人及び内部監査室から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて、説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備・運用している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。子会社も含めた内部統制システムの継続的な充実は、今後とも重要であると考えます。財務報告に係る内部統制については、本監査役会監査報告書の作成時点において、ロイヤル監査法人からは「開示すべき重要な不備は発見されていない」旨の報告を書面で受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ロイヤル監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ロイヤル監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

油研工業株式会社 監査役会

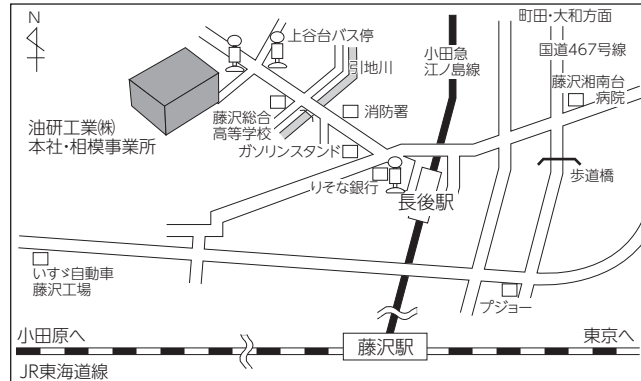
常勤監査役	市川 傑 士 ㊞
常勤監査役(社外監査役)	山浦 秀雄 ㊞
監査役(社外監査役)	永山 篤史 ㊞

以上

× ㄷ

株主総会会場ご案内図

神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号
油研工業株式会社 本社大会議室



〔道 順〕

- ・小田急江ノ島線長後駅西口より徒歩12分
- ・小田急江ノ島線長後駅西口バスターミナル③番乗り場より（綾瀬車庫・綾瀬市役所・さがみ野駅・桜が丘駅行き何れも通ります。）ご乗車いただき、上谷台（長後駅より1停留所）で下車ください。